

非常の際に取るべき措置（冷媒・アンモニア）

冷凍保安責任者

各係員は危害予防規程を守り、平素災害の防止に万全を期するべきであるが、不幸にして天災、地震、火災等の発生により冷媒設備が危険となった場合は、人命救護を第一とし、無謀な行動を戒め、災害の程度および状態に応じ左記の要領により措置をとらなければならない。

要 領

一、運転停止

イ 災害の発生により冷媒設備が危険と認められたときは圧縮機の運転を停止し、電灯および換気ファンを除いて電源を遮断する。この場合停止することにより他に危険が生じる恐れのある場合は必要な措置をとり、予め関係先に予報すること。

ロ 多量のアンモニアが漏えいし、または屋内が危険と認められた場合の運転停止は、機械室外の電路遮断スイッチによること。

二、火災その他

イ 火災発生の場合は沈着機敏に行動し、消火または防火に努め、災害を最小限にとどめる。冷媒施設が火災のため危険な状態になったときは、電源スイッチを切り付近の可燃物の搬出等を行って火災の拡大防止と火災による機器の爆発防止に努める。

ロ 天災地震（地震、落雷等）によりアンモニアの爆発等で多量のアンモニア洩れの恐れがある場合は、機器の放出口より水中に放出すること。

ハ アンモニアガスが大量漏えいの際は、防毒面、空気呼吸器等を装着し、速やかに漏えいを最小限に止めるよう漏えい付近の止め弁を閉鎖するとともに噴出したアンモニアガスに対しては、水等散布して吸収させる。

三、退 避

突発的な災害の発生により応急処置が取れない場合は、電源を遮断し、なお冷媒設備から大量のアンモニアガスの噴出が予想されるときは、速やかに危険区域を定め、作業に必要な者以外の立入りを禁止する。また状況に応じ、従業員及び付近の住民に安全な場所を指示し、退避するよう警告する。

四、中毒者の場合

アンモニアガス中毒者には、直ちに医師の手当を求めること。この際応急処置として、食用酢を薄めたもの（または牛乳）を飲ませ、必要に応じ人工呼吸等を行うこと。

五、報 告

災害の発生したときは、直ちに東京都高圧ガス担当課、消防署、警察署に報告し、かつ応急処置に支障のない限り災害現場を変えないよう注意し、係員の調査点検を受ける。以上の措置及び行動は、すべて冷凍保安責任者又は代理者の指揮により行われ、分担任務のない者およびその任務の終わった者は安全な場所に退避し、かつ必要以外の者が現場に近寄らないよう警戒に当たるとする。

緊急連絡先電話番号

消防署

一一九番

警察署

一一〇番

東京都環境局環境改善部

ガス冷凍係

(五三八八) 三五四六番

東京都多摩環境事務所

ガス冷凍係

〇四二(五二五) 四七七二番

東京都高圧ガス保安協会

(三八三〇) 〇二五二番